

平成 29 年度 第 1 回中野市総合教育会議 次第

日時 平成 29 年 7 月 3 日 (月) 午後 2 時 50 分
場所 中野市役所 3 階 31 号会議室

1 開会

2 市長あいさつ

3 会議事項

(1) 中野市いじめ防止基本方針 (案) について

(2) ICT 教育の推進について

(3) 魅力ある学校・願う子どもの姿について

(4) その他

4 閉会

平成29年度 第1回中野市総合教育会議 名簿

○出席構成員

所 属	職	氏 名
中野市	市長	<small>いけだ しげる</small> 池田 茂
中野市教育委員会	教育長	<small>こじま たかのり</small> 小嶋 隆徳
	教育長職務代理者	<small>ながしま かつみ</small> 長島 克己
	委員	<small>いちかわ しんいち</small> 市川 真一
	委員	<small>ながえ ふみき</small> 永江 文樹
	委員	<small>おの りょういち</small> 小野 良一

○出席者

所 属	職	氏 名
中野市	副市長	<small>よこた きよかず</small> 横田 清一
	総務部長	<small>たけうち ゆきお</small> 竹内 幸夫
中野市教育委員会事務局 兼総務部政策情報課	教育次長	<small>はなおか たかし</small> 花岡 隆志
	学校教育課長	<small>こばやし ゆみ</small> 小林 由美
	学校教育課長補佐	<small>あとう ひろゆき</small> 阿藤 博之
中野市教育委員会事務局 学校教育課	学校教育係長	<small>すずき ようじ</small> 鈴木 洋二

中野市いじめ防止基本方針 (案)

平成 29 年 月

中 野 市

中野市教育委員会

目次（構成）

はじめに

一 中野市のいじめの防止等に対する基本的な考え方

- 1 いじめとは
- 2 市の基本方針
- 3 いじめ防止等に対する考え方
 - (1) いじめの未然防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめへの対応

二 いじめ防止等のための対策

- 1 いじめ問題対策連絡協議会の設置
- 2 市・教育委員会の取組み
 - (1) 未然防止のための取組み
 - (2) 早期発見・早期対応の取組み
 - (3) いじめへの対応
- 3 学校の取組
 - (1) 学校いじめ防止基本方針の策定と周知
 - (2) いじめ防止等対策のための組織の設置
 - (3) 未然防止の取組み
 - (4) 早期発見の取組み
 - (5) いじめへの対応
- 4 学校と家庭、地域が連携した取組み
 - (1) 保護者の役割
 - (2) 地域や関係機関との連携

三 重大事態発生時の対応

- 1 重大事態とは
- 2 学校の対応
- 3 市・教育委員会及び学校の対応
 - (1) 重大事態の報告
 - (2) 重大事態の調査
 - (3) 調査の主体の判断
 - (4) 調査組織
 - (5) 調査の実施
 - (6) 調査結果の提供及び報告
 - (7) 調査結果を踏まえた措置
- 4 市長による対応
 - (1) 再調査
 - (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

四 その他いじめ防止対策に関する重要事項

はじめに

いじめは、児童生徒の心身の健全な発達や人格形成に重大な影響を及ぼすのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれのある深刻な問題です。

いじめはどの子にも、どの集団においても起こり得るものであり、誰もが被害者にも加害者にもなる可能性があります。また、いじめを受けた子どものみならず、いじめを行った子ども、観衆としてそれをはやし立てたり、傍観者として見て見ぬふりをした子どもを含むすべての子どもの心身の健全な発達の大きな妨げとなります。

いじめによって子どもが辛く悲しい思いをすることがないようにするためには、誰もが「いじめは絶対に許さない」という認識をもち、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめに取り組むことが大切です。

市では、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という）」第12条の規定により、いじめ問題の克服に向けて、市・学校・家庭・地域・その他の関係機関が連携を強化し、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「中野市いじめ防止基本方針」を策定します。

一 中野市のいじめ防止等に対する基本的な考え方

1 いじめとは

この基本方針において『いじめ』とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

2 市の基本方針

市の基本方針は、いじめの防止等について、いじめへの組織的な対応をはじめ重大事態への具体的な対処等を明らかにし、いじめ防止等のための取組みを定めるものです。

3 いじめ防止等に対する考え方

（1）いじめの未然防止

いじめは、どの子どもでも、どの学校でも、起こり得るものです。「暴力を伴わないいじめ」であっても、継続的に複数の者から繰り返されたりすることで、「暴力を伴ういじめ」同様、生命又は身体に重大な危険を生じさせる場合があります。

いじめの克服には、いじめの未然防止が重要であり、いじめを生まない土壌づくりを目指して、関係者が一体となって継続的に取り組む必要があります。

そのため、学校では未然防止に力点を置きたいじめの起こりにくい学校づくりが重要です。

また、保護者は、一人ひとりの児童生徒が、安心して毎日の生活が送れ、自己肯定感が感じられるような働きかけをすることが大切です。

(2) いじめの早期発見

いじめは、いち早く気づき、迅速に対応することが重要です。そのためには、「いじめは目に見えにくい」ことを認識し、児童生徒のささいな変化や兆候に気づく力を高めることが必要です。

学校は、定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすくとともに、教職員と児童生徒・保護者の信頼関係の構築を図り、訴えや相談がしやすいようにします。

(3) いじめへの対応

いじめにつながる可能性のある行為を発見したり、情報を受けたりした場合は、教職員が一人で抱え込まず、速やかに組織対応することが大切です。

学校は、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認し、適切に指導する等、組織的な対応を行います。

このため、学校では、いじめを把握した場合の対応について、いじめ対応マニュアルの充実を図り、関係する児童生徒への指導・支援のあり方や保護者との連携について、研修等を通じ全職員が共通理解しておくことが必要です。

また、学校の取組みの充実を図り、指導の効果を十分上げるためには、保護者の理解と協力が欠かせません。さらに、場合によっては心理や福祉の専門家の助言や、警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等関係機関との適切な連携も必要になります。

そのため、学校と地域の関係機関が日頃から顔の見える関係づくりをしていくことが求められます。

三 いじめ防止等のための対策

1 いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、市教育委員会、学校、医師、児童相談所、警察署その他の関係者から構成される「中野市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、本市のいじめの状況把握やいじめ防止等の取組みについて協議します。

2 市・教育委員会の取組み

(1) 未然防止のための取組み

ア いじめ問題の現状や未然防止、早期発見、早期解消に向けた具体的な対応について理解を深めるなど教職員の資質の向上を図るための研修等を充実します。

イ いじめ防止に関する学校の取組状況を調査把握し、助言と支援を行います。

ウ 不登校及び学級不適応等にある児童生徒を支援するため、中間教室指導員や不登校指導員を配置します。

エ PTA、信州型コミュニティスクール運営委員会、民生児童委員、育成会、学校ボランティアなどの組織と連携し、児童生徒を見守り、早期発見・早期解決のための体制を整えます。

オ 地域における人権尊重の意識の醸成を図り、いじめ問題の啓発の場として、「あらゆる差別をなくす市民集会」等の機会を捉え、いじめ防止、情報モラルの向上に努めます。

カ いじめ問題を含めすべての子どもが心身ともに健やかに成長し、のびのびと明るく幸せな生活ができるように、面接・電話相談に対応します。

キ 各保育園・幼稚園を巡回訪問して行う「発育発達相談」を通して、保育園・幼稚園から小学校入学に向けた支援体制の充実を図るとともに、心の育ちを育みます。

ク 「中野市放課後児童クラブ」等の児童が、下校後健全に充実した生活を送れるよう、児童の悩みや相談を受け止め、学校と家庭の連携を進めます。

ケ 家庭及び地域に向けて、ホームページや広報誌等により、いじめ防止にかかわる広報や啓発活動を行います。

コ SNS（知人や共通の趣味を持った人達との交流を目的としたインターネット上でつながるサービスのこと）をはじめとするインターネットを介したいじめ問題等について、インターネットの利便性や危険性の理解等情報モラルの向上を進め、家庭への啓発を進めます。

(2) 早期発見・早期対応の取組み

ア 学校の教育相談体制、生徒指導体制への支援・助言を行います。

イ 学校におけるいじめを含む生徒指導上の諸問題の状況の日常的、定期的な把握と支援・助言を行います。

ウ いじめ事案に係る学校への対応への指導・助言を行います。

(3) いじめへの対応

ア 学校におけるいじめ問題の現状把握を行い、適切な支援を行います。

イ 必要に応じて、就学校の指定変更、出席停止等の措置等を行うことにより、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるよう弾力的な対応をします。

3 学校の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と周知

学校は、いじめ防止等の取組みに対する基本的な考え方、いじめ防止等の取組みの具体的な内容、取組みの年間計画等を「学校いじめ防止基本方針」として定めます。

「学校いじめ防止基本方針」はホームページで公開したり、保護者に配布したりするなどし、家庭や地域の理解を得ながら、いじめ防止等の取組みを進めます。

また、いじめ防止の取組みが、学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行います。

(2) いじめ防止等対策のための組織の設置

学校は、法第 22 条の規定により、「いじめ防止等の対策のための組織」を設け、次のいじめの防止等の取組みを実効的に行います。組織名は「学校いじめ防止等対策委員会」とし、必要に応じて関係職員等を追加するなど柔軟に拡充を図ります。

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施及び年間計画の作成
- イ 学校いじめ防止基本方針の検討
- ウ 児童生徒、学校職員、保護者等のいじめの相談・通報の窓口
- エ いじめに係る情報の収集と職員の情報共有
- オ いじめに係る情報があった場合の組織的対応

(3) 未然防止の取組み

ア いじめの起きにくい学校・学級づくりをするため、次の取組みをします。

① 日々の授業の充実

学校では「わかる授業」づくりを通して、「基礎学力」の定着とともに、「心の教育」の充実に努めます。

② 児童生徒が主体的に取り組む活動や体験活動の充実

相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるコミュニケーション活動や、友だちと協力して達成感を感じ取ることができる活動の充実を図り、自己肯定感を高めます。そして、仲良し集会や人権集会等を通じ、児童生徒が主体的に考えいじめを防止する取組みを推進します。

また、多様な価値観を認め合い、生き方を考える、異学年交流やキャリア教育、農業体験など地域の方と連携した諸活動の充実を図ります。

イ 職員研修を通して学校の教職員自身が人権感覚を大切にした教育活動を展開し、いじめの防止等に係るスキルアップを図ります。

ウ 「いじめを絶対許さない」という姿勢を周知するため、次の取組みをします。

① いじめ防止に関する学校の姿勢や取組みの発信

② 人権教育強調月間、教育相談などの年間計画への位置づけ

③ 保護者や地域とともにいじめ防止等の取組みを考えあう場の設定

エ Q-U検査（楽しい学校生活を送るためのアンケート）を実施し、児童生徒個々の学校生活満足度や意欲社会性について現況を把握し、いじめや不登校の予防をはじめ、

学級づくりと個別支援に活かします。

(4) 早期発見の取組み

学校の教職員は、日頃から児童生徒や保護者と信頼関係を築き、相談しやすい体制を整えるよう努めます。また、いじめの可能性のある事象に気づいたり、情報を得たりした場合、一人で判断することなく、他の教職員と情報を共有し、複数で判断します。

いじめの早期発見のため、次のような取組みをします。

- ア 日常的な声かけや子どもと向き合う時間の確保や生活記録等の活用
- イ 相談窓口、相談日の設定やスクールカウンセラーによる相談体制の確立
- ウ 教育相談の実施
- エ 定期的アンケートやチェックシートの活用

(5) いじめへの対応

いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてくれた児童生徒の安全を確保したうえで、教職員は一人で抱え込むことなく、次のとおり速やかに「いじめの防止等の対策のための組織」を中核とした組織的対応をします。

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ② いじめの疑いがある相談や訴えがあった場合には、その子の立場に立って、話を十分に聴いたうえで可能な限り早急に対応する。
- ③ いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。

イ いじめの事実確認と報告

- ① 「学校いじめ防止等対策委員会」が中心になり、いじめの事実確認を行う。校長は、その結果を市教育委員会に報告する。
- ② 家庭訪問等により、その具体的な内容を可能な限り迅速に保護者に伝える。
- ③ いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められるとき、もしくは重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察署と相談し適切に対処する。

ウ いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

- ① 生徒や保護者に寄り添い支える体制をつくる。
- ② いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

エ いじめを行った児童生徒への対応

- ① いじめた児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を考え、当該児童生徒が抱える課題や悩みを理解するなどの教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ② いじめた児童生徒への対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下に取り組む。

オ ネット上のいじめへの対応

- ① ネット上のいじめに対するマニュアルの整備
- ② 情報モラル教育の推進と保護者との連携

4 学校と家庭、地域が連携した取組み

(1) 保護者の役割

保護者は、子どもの教育について第一義的責任を有することを認識し、子どもが安心して生活できる環境を整え、温かな人間関係の中で、思いやりの心や規範意識、正義感等を育みます。

また、子どもの誰もが「いじめる側」にも「いじめられる側」にもなる可能性があることを理解し、寄り添い、支えあうことを大切にし、次のことに取り組みます。

ア 日頃から子どもが悩みを相談しやすいような雰囲気づくりに努めます。

イ 子どもと過ごす時間を大切にし、子どもを理解するとともに、子どもの変化に気づくよう努めます。

ウ 基本的な生活習慣の確立や、情報機器の使用ルールの策定など、家庭におけるルールづくりに努めます。

エ 学校の教育方針や教育活動へ理解や協力に努めるとともに、普段から学校とコミュニケーションをとるよう心がけます。

(2) 地域や関係機関との連携

ア いじめ問題等児童生徒が抱えるさまざまな課題を共有し、地域全体で児童生徒の健全な成長を育むために、信州型コミュニティスクール事業をはじめとして、学校と家庭、地域が連携・協働する体制を整えます。

イ 学校は、児童相談所、警察、医療機関、地方法務局、教育委員会、心理や福祉に関する専門家等との連携を進めます。

三 重大事態発生時の対応

1 重大事態とは

法第 28 条第 1 項に規定による次のような重大事態が発生した場合は、いじめられた児童生徒を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応することが必要です。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※欠席日数は、年間 30 日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に報告、調査に着手する。

※その他、児童生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合も重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

2 学校の対応

- (1) 重大事態発生直後に、法第 28 条第 1 項により、速やかに対応チームを組織します。
- (2) 関係児童生徒への事実確認と関係児童生徒の保護者への迅速な連絡、連携した支援・指導を行います。
- (3) 関係機関等（警察・医療・消防・教育委員会・PTA等）への支援を要請し、連携体制を構築します。
- (4) いじめられた児童生徒の安心・安全を確保します。
- (5) いじめた児童生徒へ、適切な指導を行います。

3 市・教育委員会及び学校の対応

(1) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、法第 30 条第 1 項により、学校は速やかに市教育委員会を通じて市長に報告します。

(2) 重大事態の調査

市教育委員会は調査の主体を判断し、市教育委員会又は学校の下に、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行います。

(3) 調査の主体の判断

市教育委員会は調査の主体を判断します。学校の教育活動に支障が生ずるおそれのある場合や、学校主体の調査では十分な結果を得られないと判断した場合は、市教育委員会が主体となって調査を実施します。

(4) 調査組織

ア 市教育委員会が主体となる場合

中野市いじめ防止等対策委員会が調査を行います。

委員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等で構成し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）からなり、公平性・中立性・客観性を確保します。

イ 学校が主体となる場合

学校に設置している「学校いじめ防止等対策委員会」を母体とし、必要に応じて専門家を加えます。市教育委員会は、調査組織の設置について指導・助言します。

(5) 調査の実施

- ア 調査の目的は、当該事態への対処と同種の事態の発生を防止することです。
- イ アンケート調査、児童生徒や関係者への聴き取り等を行い、客観的な事実関係を速やかに、可能な限り網羅的に明確にします。

いじめ行為がいつ、だれから、どのように行われたか、いじめの背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか。学校教職員はどのように対応してきたか。

- ウ 市教育委員会又は学校は調査組織による調査に全面的に協力します。
- エ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合は、遺族の気持ちに十分配慮しながら自殺の背景調査を実施します。亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指します。

背景調査については、「国の基本方針」（自殺の背景調査における留意事項）や「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」（平成 23 年 3 月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とします。

(6) 調査結果の提供及び報告

- ア いじめを受けた児童生徒や保護者への情報提供

市教育委員会は又は学校は、法第 28 条第 2 項の規定により、調査により明らかになった事実関係を保護者や児童生徒に適時・適切な方法で説明します。

なお、これらの情報提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮します。

ただし、その保護を理由に説明を怠ることのないようにします。

- イ 調査結果の報告

市教育委員会又は学校は、調査結果についても、3（1）「重大事態発生時の報告」と同様に報告します。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望し、調査の報告に対する所見をまとめた文書を提出した場合は、それを調査結果報告に添えます。

(7) 調査結果を踏まえた措置

市教育委員会は、専門家の派遣による重点的な学校支援、教職員の配置等人的支援の強化、心理や福祉の専門家等外部人材の追加配置等を行い、積極的に学校を支援します。

4 市長による対応

「調査結果の報告」を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の発生防止のため必要がある認めるときは、法第 30 条第 2 項の規定により、附属機関を設けて、調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行います。

(1) 再調査

再調査は再調査委員会が行い、委員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するもので構成し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）とし、公平性・中立性・客観性を確保します。

従前の経緯や事案の特性から、必要な場合、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、3（2）の調査に並行して、市長による調査を実施することもあります。

市長は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。

再調査についても、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果を説明します。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

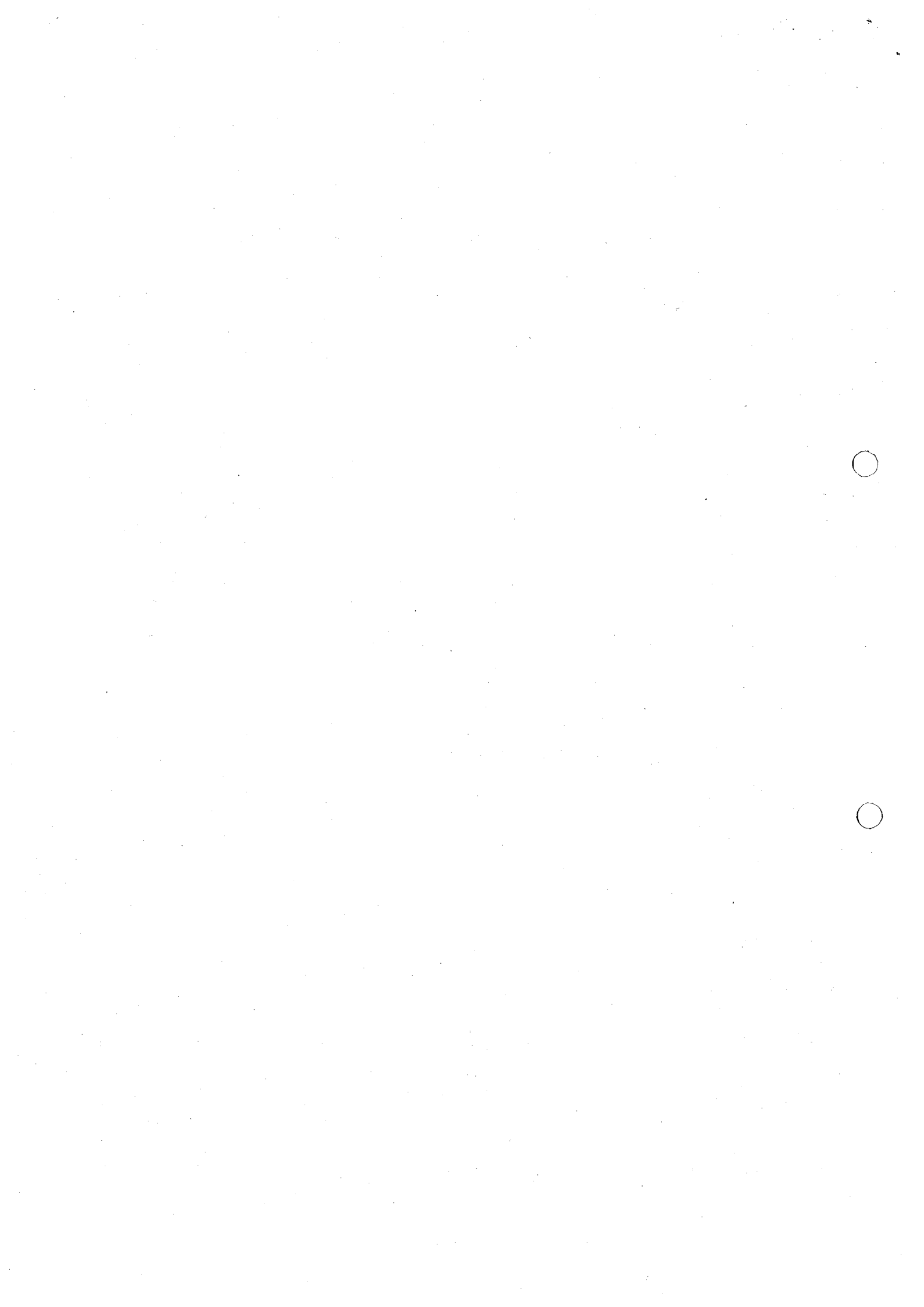
ア 学校について再調査を行ったときは、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保した上で、市長は、法第30条第3項の規定により、その結果を議会に報告します。

イ 市長及び市教育委員会は、法第30条第5項の規定により、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じます。

四 その他いじめ防止対策に関する重要事項

市は、市の基本方針を公表するとともに、市内小中学校における「学校いじめ防止基本方針」について、策定状況を確認し公表します。

また、いじめ防止等の取組状況や「長野県いじめ防止等のための基本的な方針」の見直し状況等を勘案して、本基本方針の見直しを検討し、必要があると認められたときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。



「ICT 活用教育推進事業について」

【ICT 環境整備に関する国の方針】

○第 2 期教育振興計画（H25.6.14 閣議決定）

基本方針の 1 つ「社会を生き抜く力の養成」のための取り組みとして、確かな学力をより効果的に育成するため、言語活動の充実や、グループ学習、ICT の積極的な活用をはじめとする指導方法・指導体制の工夫改善を通じた協働型・双方向型の授業革新を推進する。

⇒国では「学校の ICT 環境整備及び教員の ICT 活用指導力向上等は緊急かつ重大な課題」と位置付けている。

【ICT 整備の考え方】

○ICT 機器は学ぶための手段の一つであるという考え方

（今まで） 黒板、教科書、ノート、紙、鉛筆 等

（これから） 上記 + 電子黒板、タブレット、デジタル教科書 等

※ノート、鉛筆にかわるものではなく、新たなツールのひとつ

○次期学習指導要領のキーワードは「アクティブ・ラーニング」

※アクティブ・ラーニング…課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習

- ・「何を学ぶか」から「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」という視点へ
- ・「思考」→「表現」→「発表」といった一連の学習そのものがアクティブ・ラーニングであり、その過程で効果的な活用に最も期待できるツールがタブレット端末である。

⇒ これからの整備は必須！

※タブレット等 ICT 機器の整備により、児童生徒が教育活動の様々な場面で、一人で学び考えること、グループで話したり調べたりしてまとめること、全体の中で発表することを一連で行うことができる。

※教師は全ての児童生徒の思考過程からを一目で把握することができ、かつ記録することも可能となる。

※個別学習により児童生徒一人一人の課題にあった学習を進めることもでき、個々の学力の向上にも期待できる。



28文科生第440号
平成28年8月31日

各都道府県教育委員会教育長 殿
各指定都市教育委員会教育長

文部科学省生涯学習政策局長
有松 育子

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長
藤原 誠

(印影印刷)

教育情報化の推進に対応した教育環境の整備充実について（通知）

第 2 期教育振興基本計画で目標とされている水準を達成するために必要な所要額を計上した「教育の IT 化に向けた環境整備 4 年計画（平成 26 年度～平成 29 年度）」に基づき、平成 29 年度まで単年度約 1, 6 7 8 億円（4 年間総額約 6, 7 1 2 億円）の地方財政措置が講じられています。

本年 8 月 26 日開催の中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会から次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ（案）が示され、急速に情報化が進展する中で、情報や情報手段を主体的に選択し活用していくために必要な「情報活用能力」を、各学校段階における教育課程全体を見渡したカリキュラム・マネジメントを通じて体系的に育むとともに、「アクティブ・ラーニング」の視点に立った学びを進める上で、ICT 環境も含めた必要なインフラ環境の整備を図ることが重要であるとされています。

しかしながら、この度、公表した平成 27 年度「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果【速報値】」では、地方公共団体間の整備状況の差がますます拡大しており、このような状況は新たな教育格差をも生みかねないことから、市区町村における ICT 環境の整備を促進すべく、同調査結果の公表に当たっては、市区町村別の整備状況についても公表したところです。

については、ICT 環境の整備を総合教育会議の審議・調整事項として貴教育委員会から首長に対して提案し、教育の大綱に整備計画を位置付けるなどした上で、地方財政措置についても積極的に活用して、次期学習指導要領の実現に不可欠な学校における ICT 環境の安定的かつ計画的な整備を推進いただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県教育委員会におかれましては、本件については、上記の市区町村別調査結果を含めて、域内市（区）町村教育委員会に対しても周知くださるようお願いいたします。

第2期教育振興基本計画で目標とされている環境イメージ

コンピュータ教室 40台

コンピュータ教室では、資料や作品を長時間にわたり作成することができるため、大きな画面のコンピュータを整備することが重要です。



ICT 支援員

校内でのICT活用をサポートします。授業でのICT利用のハードルを下げ、授業内容を一層充実させる効果も期待されます。

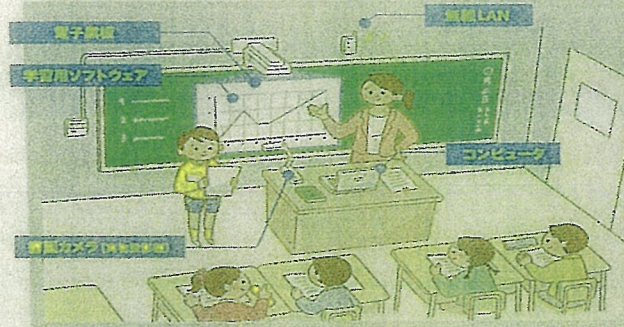


超高速インターネット接続率 及び無線 LAN 整備率

100%

各普通教室

コンピュータ 1台 / 電子黒板 1台 / 実物投影機 1台



特別教室用として

コンピュータ 6台

先生方にとって負担なく日常的に利用できるように、常設で整備することが重要です。また、授業で安心・安全に利用するために授業支援ソフトやセキュリティソフトの整備も忘れてはならないポイントです。

児童生徒による発表



特別教室での授業



◎ 設置場所を限定しない可動式コンピュータ 40台

授業中にグループ学習などで班に1台で使用したり、児童生徒1人1台で使用したり、利用目的に応じて、いろいろな利用形態が考えられます。コンピュータだけでなく、充電保管庫や、デジタル教材・授業支援ソフト・端末管理ソフト等のソフトウェアの整備も同時に行う必要があります。



個人での情報収集



グループで学習



屋外での活用



体育での活用



校務用コンピュータ 教員1人1台

様々な書類・文書の作成時間が短縮され、文書の共有や継承もスムーズに行えるようになり、校務処理の効率化が期待できます。教育委員会と学校間の連絡や報告も効率化され、学校だけでなく教育委員会の負担も軽減されることが期待されます。



MERIT

校務事務の軽減

通知表や指導要録を作成する際、他の校務文書の情報を二次利用(例:自動的に氏名・住所・出席情報等を転記)でき、作成事務を軽減できる。

教職員間の情報共有の促進

指導計画や指導案等について、学校内又は同一地域の学校間で共有したり、会議や研修に関する情報を関係者で共有したりすることができる。

家庭や地域への情報発信

学校ウェブサイトにより保護者や地域住民に情報発信を行うことにより、保護者や地域住民の学校への理解を深めることができる。

文部科学省「教育の情報化ビジョン」より抜粋

目標とされている水準と当市の状況

国の水準	中野市の状況
コンピュータ教室40台	整備済み(1学級分)
各普通教室1台、特別教室6台	校務用PCで対応
設置場所を限定しない可動式コンピュータ40台	未整備
電子黒板・実物投影機(1学級1台)	整備中(H26~H30)
超高速インターネット接続率及び無線LAN整備率100%	整備中(H26~H30)
校務用コンピュータ 教員1人1台	整備済み
ICT支援員	H29予算要求予定

(参考) 教育のIT化に向けた環境整備4か年計画(平成26~29年度)

平成29年度まで単年度1,678億円(4年間総額6,712億円)

21世紀にふさわしい学校教育を実現できる環境の整備を図るため、第2期教育振興基本計画(平成25年6月14日閣議決定)で目標とされている水準の達成に必要な所要額を計上した「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画(平成26~29年度)」に基づき、平成29年度まで単年度1,678億円(4年間総額6,712億円の地方財政措置)が講じられることとされています。

1校当たりの財政措置額

都道府県	高等学校費	424万円	600人程度
	特別支援学校費	574万円	35学級
市町村	小学校費	564万円	←18学級
	中学校費	563万円	←15学級

※上記は平成26年度の単位費用積算から試算した標準的な所要額(単年度)。実際の基準財政需要額算定に当たっては、測定単位の数値を割り増しするための補正がある。
※別途、「情報処理技術者奨励事業」については、「県・その他教育費」において、地方財政措置が講じられている。

中野市の状況

・コンピュータ教室でどんな勉強をしているの？

取組例

小学校での活用	1年	2年	3年	4年	5年	6年
①機器に親しむ（基本操作、ローマ字入力等）	○	○	○	○		
②デジカメ情報活用（撮影、取り込み、動画等）		○	○	○	○	○
③インターネットによる調査活動（検索、調べ学習等）		○	○	○	○	○
④学習のまとめ（Wordやパワーポイント作成等）		○	○	○	○	○
⑤教科（算数、国語、生活、理科、社会等様々）	○	○	○	○	○	○

中学校	1年	2年	3年
①国語	デジカメで取材・編集	読書紹介ホームページ作成	進路の資料収集と発表
②社会	インターネットで地域調	世界の生産量をグラフ化	プレゼン用資料作成
③その他	自らの課題で、情報収集、処理、発信（様々な場面で）		

※年間カリキュラムの中で情報教育の時間が決まっているため、パソコン教室での時間数が限られている。
⇒タブレットがあれば、パソコン教室以外でも使用できるのに・・・！

・学校では ICT 機器をどうやって授業に取り入れていくの？

発表したくなる授業
自分のノートを
実物投影機で大きく！

調べたくなる授業
一人1台ずつタブレットPCを持って

考えたくなる授業
デジタル教科書で
目の前に画像が大きく！

取り組みたくなる授業
一人1台のタブレットPCを用いて
自分のペースでじっくり学習！

考えをまとめたくなる授業
グループ1台のタブレットPCで
個々の考えを出し合い検討！

考えを深めたくなる授業
二人1台のタブレットPCで
問題の解法を練り上げる！

特別支援教室

・先生は ICT を使って授業ができるの？

積極的に使う先生もいれば、そうでない先生もいる⇒使わない先生の不安

- ・機器の使い方がわからない
- ・活用方法がわからない
- ・機器を準備する時間がかからない
- ・そもそも黒板授業でよい



先生が使わなければ、子どもたちは授業で使えない⇒まずは使ってみよう！
⇒じゃあどんなソフトがいいんだろう。現実的には何を何台そろえればいいんだろう。それを使ってどんな授業をすればいいんだろう。



中野市学校 ICT 活用研究会の立上げ (H28.7~)

- ・2学級でタブレットが使用できることがよい。内1学級分は、コンピュータ室のパソコンを2in1（ハイブリッド型）に切り替えて、タブレットとしても有効活用したい。
- ・小学校部会と中学校部会に分かれ、導入ソフトや授業の持ち方、研修等を研究する。
- ・モデル校をつくり、実践と検証をしていく。（平岡小と高社中）

※平岡小をモデル校にした理由

★平成 32 年度統合校として開校する。先進的な ICT 教育を実践したい。

★H30 年度に県の視聴覚放送教育研究大会があり、中野市が積極的に推進している ICT を活用した授業を県下教職員に広めたい。

※高社中をモデル校にした理由

★市教委で推進している小中連携教育向上プランは中学校区単位で実践しているため。

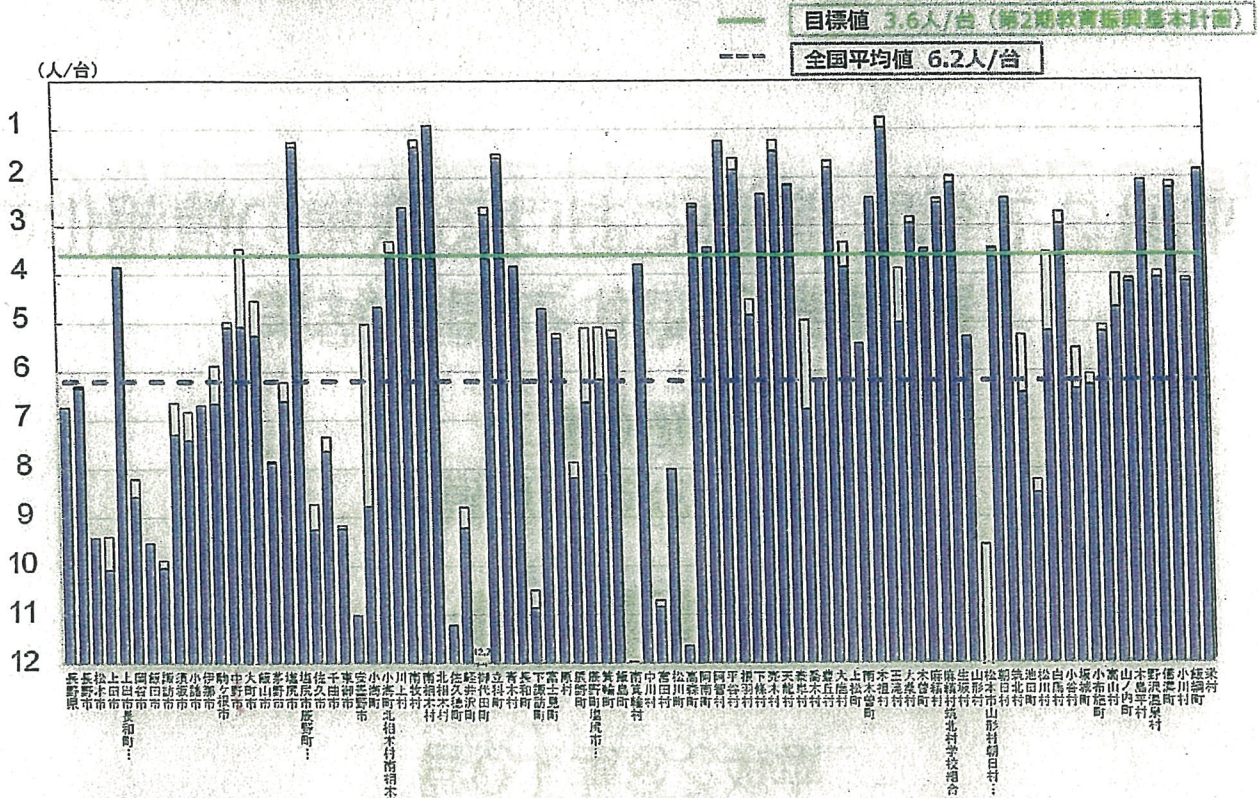
平成27年度 学校における教育の情報化の 実態等に関する調査結果

〔確定値〕
(平成28年3月現在)

長野県版

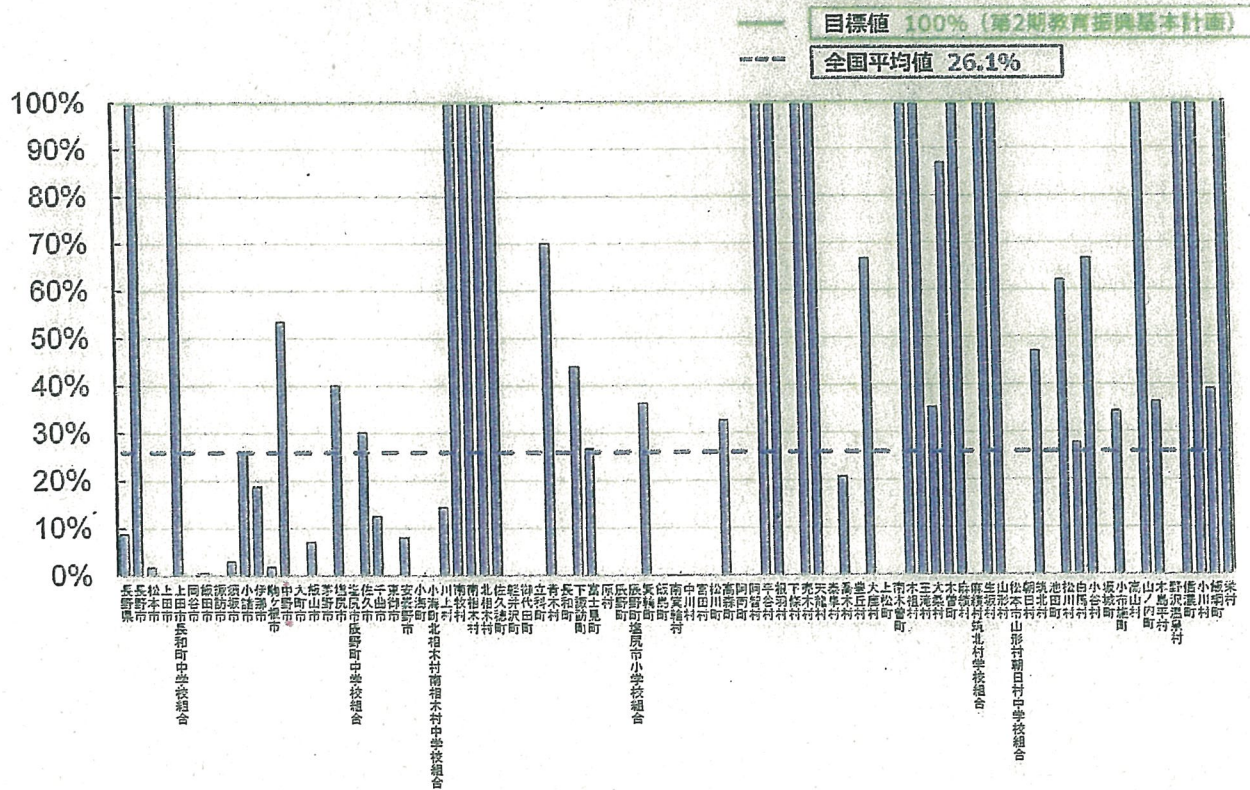
平成28年10月
文部科学省

教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数



※ 第2期教育振興基本計画の目標値を達成するため、平成26年度から平成29年度まで、地方財政措置が講じられている。

普通教室の無線LAN整備率



中野市教育大綱

平成 28 年度～平成 33 年度



【目指す子ども達の姿】

『ひと・もの・ことと関わりながら、学び合い、支え合い
未来を切り拓くたくましい子ども』

平成 28 年 3 月

長野県中野市

目 次

1	教育大綱策定の趣旨	…	1
2	教育大綱の位置づけと期間	…	2
3	基本理念と目指す子ども達の姿	…	3
4	教育大綱の5つの柱と施策	…	4

1 教育大綱策定の趣旨

平成 26 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、平成 27 年 4 月 1 日に施行となり、地域住民の意向の一層の反映と、教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることが求められています。

これまで、市長と教育委員会との十分な意思疎通のもと、中野市の教育を推進してきましたが、この改正法により、更なる連携を図って参ります。

今後も急激な変化に対応しながら、中野市の子ども達が 『ひと・もの・ことと関わりながら、学び合い、支え合い、未来を切り拓くたくましい子ども』となるよう、行政と教育委員会が一体となって取り組むため、ここに中野市教育大綱を定めます。

《参考》

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の主な改正点

総合教育会議

すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置

- 首長が招集。会議は原則公開。
- 構成員は首長と教育委員会。（必要に応じ意見聴取者の出席を要請）
- 協議・調整事項は次のとおり。
 - ・ 教育行政の大綱の策定
 - ・ 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
 - ・ 児童・生徒等の生命や身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

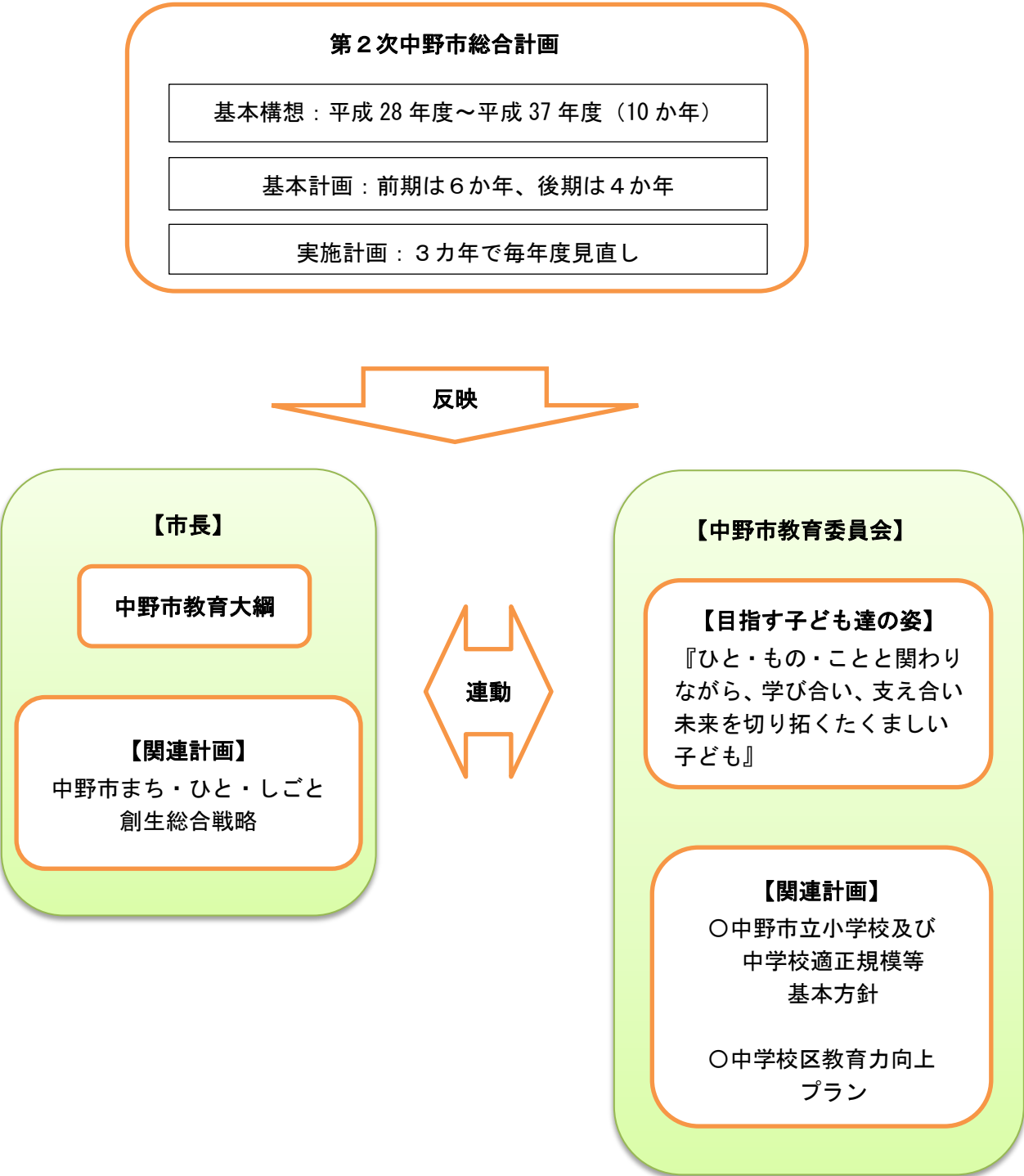
大綱

教育に関する「大綱」を首長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。首長及び教育委員会は、それぞれの所管する事務を執行。

2 教育大綱の位置づけと期間

教育大綱の期間は、第2次中野市総合計画との整合性を図るため、前期基本計画の期間とあわせ、平成28年度～平成33年度までの6か年とします。



3 基本理念と目指す子ども達の姿

1 基本理念

ふるさとへの愛着と豊かな社会性を
身に付ける教育の推進

2 目指す子ども達の姿

『ひと・もの・ことと関わりながら
学び合い、支え合い、未来を切り拓くたくましい子ども』

相手が『ひと（自分自身、学校・家庭・地域の人々等）』であれ、『もの（音楽・本・地域の自然や歴史・文化等）』であれ、『こと（体験学習、地域社会、世界等）』であれ、それぞれの存在を認め尊重し、そのよさを知ろうとすることが『ひと・もの・こと』との関わりをもつことです。

そして、地域の自然や文化、地域に住む人を愛する意義について学び合うことで、自分も相手もかけがえのない存在であることに気づき、支え合う心が育ちます。

また、成功や失敗などの様々な体験を生かして努力したり、相手と謙虚に向きあったりという人間性が育ちます。

さらに、自分の夢や目標をもち、その実現に向けて、自ら考え自ら解決する方法を見いだして学習したり、行動したりする経験を重ねることで、たくましが育ちます。

私たちは、ひと・もの・ことと関わりながら、学び合い、支え合うことで、未来を切り拓くことのできるたくましい子どもが育つことを願っています。

4 教育大綱の5つの柱と施策

1 「信州なかの」ふるさと学習の推進

- ① ふるさとへの誇りと愛着がもてるよう、「信州なかの」の歴史や特性、先人の偉業及び自然や文化芸術の素晴らしさを学ぶ、ふるさと学習を進めます。
- ② 地域の農業者などと連携し、農業体験や地域の食材を使った食育など、特色ある教育を進めます。
- ③ 長年にわたり継承されてきた、有形・無形文化財等の保存・活用・継承を図り、なかのの歴史を学習する場を充実させます。

2 地域が支え地域に学ぶ生涯学習の推進

- ① 子どもや学校が抱える課題の解決、未来を担う子ども達の豊かな学びを創造し、地域の絆をつなぐ仕組みとして、地域社会全体で子どもを育むコミュニティスクールの取組を推進します。
- ② 公民館を拠点に、各種講座及び講演会の充実、サークル活動の支援など、地域住民が主体となった生涯学習や活動を推進します。
- ③ 図書館や博物館の利用が生涯学習の推進とつながるよう、豊富な資料の充実とサービスを図ります。
- ④ 子ども達が本に親しみ、豊かな心を育むよう、子ども読書活動を推進します。

3 時代に対応した魅力ある学校教育の推進

- ① 小中学校へ外国語指導助手（ALT）を配置し、話す、聞く力等、コミュニケーション能力を身につけるとともに、グローバルな視点に立った国際感覚を養います。
- ② 外部検定試験を活用し、総合的な英語力の向上を図ります。
- ③ 中学生の海外短期留学制度を導入し、様々な国の人々と理解し合い協働できる異文化への関心意欲を高めます。
- ④ 学校内のネットワーク環境を整備するとともに、児童生徒がタブレット端末等を活用したICT教育（※1）を通じて、新しい時代に生きる力を身につける教育を充実します。

（※1） ICT教育：デジタル機器やコンピュータ、インターネットなどを活用した教育

4 夢をもち、未来にはばたくキャリア教育の推進

- ① 一流のアスリートや社会人講師の実体験から、将来に夢や目標を持ち、努力することの大切さや人の生き方を学ぶ「夢の教室」(小学校)と「キャリア教育(※2)講演会」(中学校)を開催します。
- ② ふるさとへの愛着がもて、働くことの喜びや大切さを学ぶことができるようにするため、地元で活躍する各界の第一人者を招いての「ふるさとjobセミナー」(中学校)を開催します。

5 豊かな心、健やかな体、確かな学力を向上させるため、安心して学べる教育環境の充実

- ① 障がいのある児童生徒に対し、保護者や関係機関と連携し、一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。
- ② 小中学校のいじめや不登校に対し、関係機関と連携した教育体制を充実させるとともに、Q-U検査(※3)などの実施により、早期発見・早期解決に努めます。
- ③ 健康診断、健康管理、保健指導を充実し、児童生徒の健やかな育成に努めます。
- ④ 中学校の部活動を適正かつ効果的に行うため、学校生活におけるバランスのとれた活動時間の設定や設備の整備、外部指導者の活用を支援します。
- ⑤ 学校・家庭・地域が連携して、テレビやゲームなどのメディアを自律的にコントロールする力を身に付けさせる、規則正しい生活・学習習慣の確立を図ります。
- ⑥ 少子化に伴う児童生徒の減少を見据え、子どもにとってより良い教育環境を求め、小中学校の適正規模・適正配置に努めます。
- ⑦ 学校施設の計画的な整備・改修を推進し、快適な教育環境の確保に努めます。
- ⑧ 学校・家庭・地域それぞれの「教育力向上」を目指し、中学校区単位で、小・小中連携教育を推進します。
- ⑨ 交通安全対策や安全な学校給食の提供など、子ども達の安全・安心の確保を図ります。

(※2) キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための教育

(※3) Q-U検査：学校生活における満足度と意欲、学級集団の状態を調べることができる検査

『中野市教育大綱』

担当：総務部政策情報課

教育委員会事務局学校教育課